

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

令和5年度地域と福祉の編集事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年5月19日

久留米市長 原口 新五

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和5年度地域と福祉の編集事業
- (2) 業務内容 フォーマルとインフォーマル、公的機関と活動団体、福祉制度と市民生活などを編集し、有機的な結びつきを生む「地域と福祉の編集」。「叶え合う支援」の浸透と共感を図り、支援を行う活動団体や住民同士のネットワークを創出・拡大（詳細は「令和5年度地域と福祉の編集事業仕様書」のとおり）
- (3) 業務期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで。

2 予算額

見積金額の上限は4,651,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となる者とする者）は、久留米市内に事業所を置く事業者であり、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

また、単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができるものとし、その場合、久留米市内に事業所を置く事業者であるとともに、全ての構成員が次の各号の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）、県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）を完納していること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 共同事業体の場合、代表者を定めて共同事業体結成予定書兼委任状（第10号様式）を作成し、参加申込書の提出締切時点までに提出すること。なお、この業務において共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加しないこと。

4 選考方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を令和5年度地域と福祉の編集事業プロポーザル審査委員会において評価し、候補者を選定する。

5 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市 健康福祉部 地域福祉課

担当 秋山、淵上

T E L 0942-30-9175

F A X 0942-30-9752

E - mail chifuku@city.kurume.lg.jp

(2) 実施要項等の交付

実施要項、仕様書等の資料の交付については、次のとおりとする。

① 交付期間

令和5年5月19日（金）から同6月13日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土日祝日を除く。

② 交付場所

上記5(1)に同じ。（市ホームページでもダウンロード可）

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（第2号様式）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問期限

令和5年6月1日（木）午後5時15分まで（必着）

③ 回答方法

令和5年6月5日（月）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ク、ケは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。本市の名簿登録者の場合、キ、ク、ケ、コ、サは不要とする。ただし、名簿登載事項と異なる委任を行う場合は、サを提出すること。

ア 参加申込書（第1号様式） 1部

イ 企画提案書 6部

ウ 業務実績調書（第3号様式） 1部

エ 会社概要（第4号様式） 1部

オ 主担当者の経歴表（第5号様式） 1部

カ 価格提案書（第6号様式） 1部

キ 参加資格に係る申立書（第7号様式） 1部

ク 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部

ケ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部

コ 役員等調書及び照会承諾書（第8号様式） 1部

サ 委任状（第9号様式） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

《共同事業体の場合》

シ 共同事業体結成予定書兼委任状（第10号様式） 1部

※代表者：ア、イ、カ

※いずれかの構成員：オ

※共同事業体に属する全ての構成員分：ウ、エ、キ～サ

[納税等証明書]

税区分	税目	証明書発行所	法人	個人
国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所轄税務署	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の2)
福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
久留米市国民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

② 提出場所 上記5(1)に同じ。

③ 提出方法及び期限

ア 提出方法 持参又は郵送による

イ 提出期限 令和5年6月13日（火）午後5時15分までに必着

（郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。）

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施日 令和5年6月26日（月）予定

（応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。）

(6) 審査結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が、見積り上限額を超過した場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。